

令和5年度 山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

1 日時 令和5年8月29日(火) 午前10時～正午

2 場所 恩賜林記念館 特別会議室

3 出席者 16名

(委員) 猪俣委員、桑原委員、清水委員、杉山委員、古屋委員(委員長)、
室伏委員 (五十音順)

(事務局) 農政部 : 原田次長

農村振興課 : 向井課長、佐藤課長補佐、

淡路専門員、長坂主任、關本主事

山梨県多面的機能推進協議会事務局 : 五味部長

4 傍聴者の数 0人

5 会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

4 その他

5 閉会

6 会議に付した事案の案件

(1) 令和4年度多面的機能支払制度の実施状況について

(2) 令和4年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

7 議事の概要

(1) 令和4年度多面的機能支払制度の実施状況について

(委員長)

まず事務局から説明をし、その後、委員の方々のご意見を伺いたい。

それでは、多面的機能支払制度の実施状況について事務局から説明いただきたい。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(委員長)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

高齢化もあり面積が減少傾向にあるが、県としては増加を目指すのか。

(事務局)

最低限、現状維持していきたい。農振農用地面積に対するカバー率がまだ約30%であるため、上げていきたい。

(委員)

所有者不明の農地も多いのか。

(事務局)

本制度では所有者不明土地や耕作をリタイアしてしまった土地でも、その農地を保全することを活動計画に位置づければ保全活動が実施できるので、本制度を最大限活用し、保全管理したい。

(委員)

外部人材の活用について、NPO法人や企業、農泊利用者等に対してどのようなアプローチを実施しているのか。また、新規就農者や農業大学校等との連携はどうか。

(事務局)

本制度のエリア内で活動する農泊団体や農福事業者に声かけをしている段階である。新規就農者もエリア内に多く存在するはずなので、声かけをして参画を促していきたい。

(委員)

制度を利用するのは市町村を通すのか。

(事務局)

地域で活動組織を立ち上げ、市町村に申請し、県に届くという流れ。

(委員)

新規就農者の抱える問題として、農地だけでなく、作業場や資材置き場が確保できない。そのために就農を断念する場合もある。彼らの活動拠点が確保できていないことが大きな問題であるが、その様な問題に本制度を活用できるのか。

(事務局)

農地周りや農道・水路等の施設の管理等、地域で実施する共同活動に対して金銭を助成するものであり、直接活用はできないが、本制度の利用により地域内での交流が盛んとなり、その中で話し合いをして頂きたい。話し合いの場の提供という意味では貢献できると考える。

また、新規就農者のフォローアップについては、市町村の農業委員会があり、空き家や作業場等について相談窓口となっている。まずは農業委員会に相談することが良いのではないかと。

(委員)

ここ数年、事務負担軽減の話がいつも出ているが、外部委託等が進んでいるようで安心した。また、県独自の取組で果樹剪定枝の有効活用とあるが、盛んに取り組まれているのか。

(事務局)

平成 29 年頃に追加したが、その当時は多く活用された。追加されてから年数が過ぎてしまったので、積極的に活用して頂くよう再周知する。

(2) 令和4年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

(委員長)

まず事務局から説明をし、その後、委員の方々のご意見を伺いたい。

それでは、中山間地域等直接支払制度について事務局から説明いただきたい。

(事務局)

資料2に基づき説明。

(委員長)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

中山間地域での担い手確保については、どのような状況か。

(事務局)

中山間地での担い手の確保は、進んでいない状況。他市町村に住む子等が休日に耕作をしている等の例が多い。

(委員)

農作業の委託については、どんな状況か。

(事務局)

地域によっては、農業生産法人等への委託が進んでいる。

(委員)

担い手確保に関して、パンフレットを見ると集落機能強化加算が新たな人材確保に使えるようだが県内での利用状況を教えてほしい。

(事務局)

県内では、北杜市の1協定が当加算を利用しているが、活動内容は、降雪時の集落内の除雪や買い物支援等の活動である。

(委員)

次期対策に向けて現時点で何か対策的なものはあるか。

(事務局)

過去においても5年ごとの期の移行時に、事業実施協定が減少する状況が続いており、6期対策に向けても協定数の減少が予想されることから、少なくとも現状維持できるよう、制度改正による遡及返還の緩和等により以前に比べ取り組みやすくなっていること等の説明を協定に対して徹底するよう市町村にも働きかけているところ

(事務局)

全体的な補足として何点か申し上げる。

まず、所有者不明土地について、制度上管理は可能だが、増えることは望ましくない。権利者全員の合意が無ければ権利の移転ができないが、法務省と相談する中で農地中間管理機構による所有者不明土地の借り受け、所有権移転ができるという制度もある。相続時に農地も必ず相続するよう促したり、国と合わせた取組が必要と考えている。

次に、農業大学校との連携は、地元レベルで積極的に実施している。新規就農者となる卒業生への希望聞き取りをし、農務事務所等と連携しながら受け入れ先の農家を懸命に探している。

次に、新規就農者の住居や小屋の問題は、多くの自治体から要望がある。小屋は農地法の解釈もあり、調整の余地があるのではないかと。住居については、お仏壇を移せないから人には貸せないという、地域独自の風習もある。外部からの人材はそのようなカルチャーをどのように受け入れていくのか。地域就農者が入りやすい体制を地域でどう作っていくのかが重要である。

次に、果樹剪定枝について、県では4パーミル・イニシアチブという炭化して炭素貯留を土に返すという取組を推進している。約4,000haが取り組む面積となっている。

次に、担い手の確保について、関係人口をどう増やすかが重要である。本県は東京に近い利点をどのように発展させていくのかが課題である。

次に、県全体の課題について、中山間地域に絞って申し上げると、まず鳥獣被害があり、農業者の方も心が折れてしまうと聞いている。また、担い手不足について、どうしたら中山間地に人が来てくれるのかも大きな課題である。

最後に、事務負担の軽減は極めて重要な課題である。農水省も行政手続きをオンライン申請できるようeMAFFシステムを開発したところ。農業者の書類作成負担を減らし、本来の業務に専念して頂く。例えば学生と連携して、領収書等の紙添付資料をスキャンし、そこから必要情報を自動で読み取るようなことができれば、素晴らしい事例になるのではないかと。学生等の若い人材のノウハウ・知見を貸して頂けるのであれば、中山間地の課外解決に生かし、全国に横展開できれば山梨県の魅力はより高まるのではないかと。

(委員長)

他にありませんでしょうか。

無いようなので、以上で本日の議事の全てを終了いたします。これにて委員長の任を

解かせていただきます。議事進行へのご協力ありがとうございました。

以上。